

エントリーシート（令和4年度用） ※転入予定者兼用

*下記項目をお読みいただき、確認欄のチェック☐及び必要事項に記入の上、裏面に署名をお願いします。

	確認欄
① 利用調整の方法(指数のしくみ等)をご確認ください。	☐
② 希望園は入りたい順番・通える範囲で記入してください。(11 か所以上希望することも可能です。別紙や欄外等に記入してください。また、希望園の変更は締切日まで可能です)。	☐
③ 保護者のうち、新宿区に住民登録のない方(転入されない方)がいる場合、利用調整の際に不利になる場合があります。以下の項目を記入してください。 住民登録のない方が: ☐いない ・ ☐いる ⇒ 住民登録地を記入(父: _____ 母: _____)	☐
④ 入園できなかった際の対応を検討している場合は、下記にご記入ください。 ☐認可外保育施設を利用して就労する ☐育児休業を延長する ☐申込みを取下げる ☐その他(_____)	☐
⑤ 内定後、入園(転園)月前月中に健康診断を受けられない場合や、健康診断の結果によっては内定が取消しになる場合があります。また、入園は各月1日からです。途中入園はありません。	☐
⑥ 申込みの有効期間は、申込日から起算して6か月以内で、入園月初日が含まれている月の申込みまで有効です。有効となる最後の月の翌月入園希望での継続申込みがない場合は、引き続きの利用調整の対象にはなりません。また、4月入園申込みは、11月～2月の申込みを兼ねることはありません。詳しくは、「新宿区認可保育園等申込みの手引き」16ページをご参照ください。	☐
⑦ 入園内定を辞退した場合、翌月以降の申込みを継続しているものとみなせません。再度、保育園・子ども園等の入園を希望する場合は、改めて入園申込書等の一式の提出が必要です。	☐
⑧ 書類不備の場合は利用調整を行いません。利用調整は、締切日までに提出された書類によることを原則としています。締切日後に提出された書類は、次の利用調整に反映します。	☐
⑨ 申込み後、家庭状況(住所、家族構成、仕事の状況(退職・転職等)、妊娠・出産等)が変わった場合は、至急ご連絡ください。申込内容と事実が異なる場合や、変更が生じたにもかかわらずご連絡がない場合、内定や決定を取り消すことがあります。また、入園後に変更となった家庭状況に関する情報は、原則保育園等と共有します。保育の必要性がなくなった場合、退園となります。	☐
⑩ 入園(転園)後の慣らし期間や0歳児クラスの保育時間、保育園等の基本開所時間をご確認ください。	☐
⑪ 入園(転園)後に新宿区外へ転出した場合、継続して新宿区の保育園・子ども園に通園できるのは、原則年度末まで、保育ルーム・家庭的保育者(保育ママ)に継続して通園できるのは、転出した月の末日までとなります。なお、入園(転園)月中に新宿区外へ転出する場合は、継続通園はできません。	☐
⑫ 保育園・子ども園、保育ルーム・事業所内保育所は完全給食です。家庭的保育者(保育ママ)を利用する場合、食事は現品持参です。	☐
⑬ 入園(転園)後の求職や出産等による入園期間をご確認ください。	☐
⑭ 職場やご家庭を電話や訪問等して、保育を必要とする状況等を確認することがあります。	☐
⑮ 虚偽の申込みをした場合は、保育園等の内定・決定を無効とします。	☐
⑯ 休園は年度内に1回、最長2か月間を限度とします。ただし、休園中も保育料がかかります(保育料の日割り計算はいたしません)。お子さんが1か月以上入院するとき等は、保育料をいただかない場合があります。事前に入園・認定係までご連絡ください。	☐
⑰ 保育料の決定方法をご確認ください。お支払いは月単位です。月の途中で退園しても、保育料は1か月分お支払いいただきます。また、お支払は原則として口座振替となります。	☐
⑱ 入園後、保育料の滞納がある場合は、自宅・在籍園・勤務先・祖父母等に、電話や訪問による確認を行うことがあります。また、納入期限を超えて支払った場合には、延滞金が発生することがあります。納付が困難な場合には、必ず入園・認定係にご相談ください。	☐
⑲ 認証保育所等が円滑に利用されることを目的として、認可保育園・認定こども園等の入園が決まった場合に、保護者の方の同意を得て認証保育所等にその旨を通知します。	☐

裏面もご確認ください

⑳ 第2子以降の出産予定

※ 入園月(入園希望月)が出産要件に該当する場合の在籍期間等について、詳しくは「産前産後休暇からの復職に関する申立書」をご確認ください。

第2子以降の出産予定がある場合、出産予定月を中心に前後2か月ずつの計5か月間は、出産要件として認定します。入園月(入園希望月)が出産要件に該当することがわかった場合は、指数を再算定し、利用調整を見直します。(出産日が出産予定からずれた場合は、実際の出産月により見直しを行います。)。その結果、入園内定や決定の取消し、もしくは再選考となる場合があります。第2子以降の主産予定の有無について、以下の項目を記入してください。

第2子以降の出産予定: なし ・ あり ⇒ 出産予定日: 年 月 日

㉑ 育児休業中の方

入園(転園)が決まった場合は、取得されている育児休業期間にかかわらず、「育児休業からの復職に関する申立書」のとおり、入園月の末日までに必ず職場復帰していただきます(やむを得ない場合は入園月の翌月1日まで)。元の職場に復職できない場合や規定以上の育児時間を取得される場合、復職後に継続して就労できなくなった場合は、内定取消しとなる場合があります。

㉒ 転園を希望する方

転園申込みの取下げができるのは、各月申込みの締切日までです。希望先に転園が決定した場合、元の園に戻ることはできません(辞退はできません)。また、現在延長保育を利用している場合であっても、転園先で延長保育が利用できない場合があります。

㉓ 国内で課税されていない収入がある方(国外での収入や大使館勤務等)

国内で課税されていない収入がある場合は、課税されている収入とあわせて保育料を算定します。算定にあたっては、収入申告書とあわせて、課税されていない収入や控除額等を推定できる資料を提出していただき、地方税法に準じた区(市町村)民税相当額を算出します。2020年、2021年中の海外赴任歴の有無について、以下の項目を記入してください。

海外収入: なし ・ あり ⇒ 2020年中の海外赴任歴(父・母): 月 日～ 月 日
2021年中の海外赴任歴(父・母): 月 日～ 月 日

㉔ 障害・疾病があるお子さん、発達・発育に心配があるお子さんの入園(転園)を申込み方

「新宿区認可保育園等申込みの手引き」18ページの「障害・疾病があるお子さん、発達・発育に心配があるお子さんの保育について」を参照し、必要な書類や内定に至るまでの流れ、入園後の保育時間(原則9時から17時の短時間認定)についての事項について必ずご確認ください。申込みの際面談等を行いますので、必ずお子さんと一緒に窓口で申込みをしてください。また、園での受入体制に関わる場合がありますので、申込時に申告がなく、内定後に障害・疾病等の事実が確認された場合、受入れができない場合があります。お子さんの状態で気になる点がありましたら些細な点でも構いませんので正確に申告をしてください。

㉕ 同一世帯内に心身障害児(者)のきょうだいがいる方(在宅に限る)

利用調整にあたり、同一指数時の優先順位番号12「きょうだい数等」が適用となる場合があります。申込児に心身障害児(者)のきょうだいがいる場合(在宅に限る)には、障害者手帳・愛の手帳の写しを提出してください。

各項目について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日 保護者署名

申込児童名 (/ / 生), (/ / 生)

◆自由記入欄 家庭状況等について、窓口で話しにくいことや利用調整で発表してほしいことがありましたらご記入ください。(別紙に記入したものを添付してもかまいません)